令和３年６月３０日召集

令和３年度６月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会　令和３年度６月定例総会議事録

１．開催日時　令和３年６月３０日（水）午後１時５０分から午後２時２５分

２．開催場所　南区役所庁舎４階　講堂

３．出席委員（１７人）

会　長（議長）	4番	原　平一			
委　員	1番	野内　健一		2番	羽入　一則
	3番	伊勢亀　裕二		5番	塩原　信子
	6番	知野　勉			
	8番	小林　裕		9番	平原　大悟
	１０番	帯瀬　和幸		１１番	曽山　茂
	１２番	伊藤　隆		１３番	阿部　源一郎
	１５番	阿部　信哉		１４番	髙橋　潤一
	１７番	野澤　秀子			
	１８番	田村　常一		１９番	清水　昭

４．欠席委員（２人）　7番　堤　一郎　　１６番　齋藤　雅美智

５．議事日程

第1　開　会

第2　議事録署名委員選出

第3　議　事

議案　第２２号　新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案　第２３号　農地法第４条許可申請に関する処分決定について

議案　第２４号　農地法第５条許可申請に関する処分決定について

追　加　議　案

議案　第２５号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について

議案　第２６号　「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更(案)に対する意見について

報　告　事　項　農地法第５条転用届出に関する受理について

報　告　事　項　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

報　告　事　項　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

第4　閉　会

６．農業委員会事務局職員

事務局長	小沢昌己
事務局次長	滝沢秀樹
農地係長	岡田明
農政振興係長	和田友宏

７．会議の概要

事務局長	定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。７番　堤委員、１６番　齋藤委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。
会　　長	＜あいさつ＞
議　　長	ただ今から、６月定例総会を開会いたします。 当委員会会議規則第４条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第１４条第２項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議なしとの声ですので、３番　伊勢亀委員、５番　塩原委員を指名いたします。 それでは、議案に入る前に、報告事項　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。
	（異議なし）
議　　長	異議なしとの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	資料１、議案書６ページをご覧ください。農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区４件でございます。１号及び２号は農地売買による解約で、議案第２２号　一般案件売買１号の関連案件、３号、４号は農地転用による解約です。以上で報告を終わります。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。
	（質問・意見なし）
議　　長	ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。 議案第２２号　新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局から説

明をお願いいたします。

事 務 局　議案第２２号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。

今回は売買の案件が３件となります。申出等を踏まえ事前調整を行った結果、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料２、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和３年６月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。所有権移転について、白根地区で売買１件、田、８，２４９ ㎡です。次に、月潟地区、所有権移転、売買２件、田、６，５１２㎡です。農地移動の合計は３件、１４，７６１㎡となります。詳細につきましては、議案書の３枚目以降となります。こちらに農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。また、内容欄には支払方法で口振又は現金、支払の総額と１０ａ当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。今回の申請案件につきまして、１号は、これまで利用権設定により耕作していた農地について、所有権自体を移転するということで話がまとまったものです。また、３号につきまして、面積が２筆で４０１㎡と小規模ですが、譲渡人は相続により農地を取得し、南区以外に西蒲区の農地を多数所有されており、7月の定例総会において西蒲区の農地も全て譲受人に売買することで話がまとまりました。そのため、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用の側面から、南区の農地についても一体として、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転を進めるものです。なお、２筆のうち１筆は、譲受人の農地と隣接しており、もう１筆もその近隣であることを確認しております。以上で説明を終わります。

議　　長　事務局からの説明が終わりました。

それでは、議案第２２号についてご質問、ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

議　　長　ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議なしとの声ですので、議案第２２号　新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第２３号　農地法第４条許可申請に関する処分決定について、議案第２４号　農地法第５条許可申請に関する処分決定について、追加議案第２５号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局　資料１、議案書１ページをご覧ください。

議案第２３号　農地法第４条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区１件でございます。白根地区１号の申請地は、南区新飯田の畑１筆で、転用目的が宅地拡張及び露天資材置場敷地です。１号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表１ページ、２ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として第１種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、議案第２４号　農地法第５条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。議案書の２ページをご覧ください。白根地区１件、味方地区１件の計２件でございます。白根地区１号の申請地は、南区犬帰新田の田２筆で、転用目的が高圧受電設備設置及び駐車場敷地です。味方地区２号の申請地は、南区西白根の畑１筆で、転用目的が個人住宅建築敷地です。１号から２号のそれぞれの申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表３ページから６ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として第１種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、３ページ、４ページをご覧ください。追加議案第２５号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区８件でございます。白根地区１号は使用貸借権の再設定、白根地区２号と３号は交換、白根地区４号は売買、白根地区５号から８号は贈与で、それぞれ所有権を移転するものです。白根地区１号から８号までは、当日配布資料の７ページから１４ページの農地法第３条調査書に記載のとおり、農地法第３条第２項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第２３号、議案第２４号、追加議案第２５号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議　　長　つづきまして、調査委員会の調査結果について、第３調査委員長の９番　平原委員から報告をお願いいたします。

第３調査委員長　去る、６月２５日　午後２時から、第３調査委員会を開催しましたのでご報告いたします。

調査委員会に付託された案件は農地法第４条許可申請１件、農地法第５条許可申請２件、農地法第３条許可申請８件です。

資料１の議案書１ページ、農地法第４条許可申請の１号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は、新飯田の畑１筆、面積は２８５㎡になります。転用目的は宅地拡張及び露天資

材置場敷地です。転用者は、平成１７年に納屋を増築した際、その一部が畑にかかっていることに気付かず納屋と自宅前の通路に転用してしまいました。今回、その残地部分を露天資材置場敷地に転用するため、始末書を提出し併せて申請したものです。申請地は１０ｈａ以上の農地の集団性があるため、第１種農地に分類されますが、拡張に係る部分の敷地面積が既存敷地の面積の２分の１を超えないことから、不許可の例外に該当し、土地改良区とも協議済みで排水関係も問題ないことから、違反転用ではありますが追認で許可相当と判断し、今後は、農地法を遵守するよう指導しました。

続いて、議案書２ページ、農地法第５条許可申請の１号ですが、転用者からおいでいただきました。申請地は犬帰新田の田２筆、面積は３８４㎡になります。転用目的は高圧受電設備設置及び駐車場敷地で、契約内容は賃借権の設定になります。転用者は犬帰新田地内において、合成樹脂加工業を営んでいますが、工場に電力を供給する高圧受電設備の設置と社員の駐車場が必要になり申請しました。続いて、５条許可申請の２号です。転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は西白根の畑１筆、面積は２８８㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は贈与による所有権の移転となります。転用者は現在、共同住宅に居住していますが、手狭になり将来のことを考え、父所有の農地を譲り受け、個人住宅を建築するため申請しました。５条許可申請１号と２号の申請地は１０ｈａ以上の農地の集団性があるため、第１種農地に分類されますが、不許可の例外の、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、関係機関とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、３ページの追加議案、農地法第３条許可申請の１号です。申請地は新飯田の畑７筆、面積は１０，６０６㎡で、農用地区域内および区域外です。契約内容は使用貸借権の再設定で、申請内容は譲渡人が経営移譲年金を継続受給するためとのことです。続いて３条許可申請の２号と３号です。申請地は中山と臼井の田１筆、面積はそれぞれ４９９㎡と４９２㎡で、農用地区域内です。契約内容は交換による所有権の移転で、申請内容は交換により農地の集積ができ作業効率が良くなるとのことです。続いて３条許可申請の４号です。申請地は上塩俵の田１筆、畑２筆の計３筆、面積の合計は１，１６８㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。続いて、３条許可申請の５号です。申請地は東笠巻の畑１筆、面積は１４５㎡で、農用地区域内です。契約内容は贈与による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が耕作できないため、譲受人は経営規模の拡大を図るためとのことです。続いて３条許可申請の６号と７号と８号です。申請地は和泉の田６筆、面積は合計で１２，３１８㎡、農用地区域内です。契約内容は贈与による所有権の移転で、申請内容は同一世帯で農業経営を行っている申請人が、相続対策のため後継者と配偶者に農地を譲るとのことです。なお、１号から８号まで農地法第３条第２項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第３調査委員会の報告を終わります。

議　　長　事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。

それでは、議案第２３号及び議案第２４号、追加議案第２５号について、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

議　　長　ご質問、ご意見がありませんので、議案第２３号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議なしとの声ですので、議案第２３号　農地法第４条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、３，０００㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、議案第２４号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議なしとの声ですので、議案第２４号　農地法第５条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも３，０００㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

次に、追加議案第２５号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議なしとの声ですので、追加議案第２５号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、追加議案第２６号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に対する意見について、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局　議案第２６号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご説明いたします。こちらについては、市農林水産部農林政策課より意見照会のあった案件です。

事前にお送りした別紙１が変更の概要、別紙２が新旧対照表、別紙３が変更案の全文となって

います。別紙１と別紙２に沿って説明させていただきますので、お手元にご準備ください。

最初に、基本構想とは何かについて、お話させていただきます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が地域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するという目的で、昭和５５年に制定された農業経営基盤強化促進法の目的を実現するため、県が定める農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえ、農業経営基盤強化促進法第６条に基づき市町村が定める、農業経営体の規模等の指標や農用地の利用集積目標、その実現のための措置などをまとめた計画です。別紙１の上段にありますとおり、今回の構想の変更は、本年３月２６日に、県が定める農業経営基盤強化促進基本方針の改正が行われたことに伴うものです。主な変更内容は、国、県の変更に即して、経営指標、各目標値を見直すとともに、法律改正等に基づく文言修正等を行うものです。なお、本構想の変更につきましては、市内４農協と６農業委員会への意見照会を経て、７月に市の農業振興地域整備審議会で審議され、県へ同意申請を行う予定となっているとのことです。変更内容については、中段の枠で囲まれた①から④までの４点となります。最初に、①主要な営農類型ごとの農業経営指標の更新についてです。県の基本方針の指標更新を受け、本構想の経営指標についても更新を行います。他産業並みの所得、労働時間を目指し、主たる農業従事者１人あたりの年間農業所得４００万円、年間労働時間１，８００～２，０００時間とすることに変わりませんが、農産物価格等の算定条件を直近のものに更新し、これまで１８類型１９指標であったものを、１２類型１９指標に整理し、他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標としています。別紙２の５ページから１６ページに農業経営の指標として、営農類型、経営規模、生産方式の項目で、１９の指標を掲載してありますので、後でご覧ください。続いて②農地集積率目標、育成すべき経営体数目標の更新についてです。別紙２の４ページから５ページの６、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する目標をご覧ください。（２）のア、確保、育成すべき人数の目標について、直近３か年では、７０人以上の新規就農者を確保しており、市の農業構想においても同様の目標を示していることから、年間７０人の確保を目標とします。ページ飛びまして、別紙２の１８ページの効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標について、認定農業者等への農地集積率目標を定めるもので、市の農業構想において令和４年目標を８５％としていますので、そちらとの整合を図る形で設定します。令和５年以降については、市の農業構想の改正に併せ、目標値の変更を予定しているとのことです。また、育成すべき経営体の目標については、主な従事者が他産業並の労働時間で、他産業と遜色のない所得を確保することができる経営体の育成目標で、個人経営体１，５００、組織経営体１００、合計１，６００経営体を目標として設定します。続いて③農地利用集積円滑化事業の削除についてです。農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に統合一体化され、廃止された農地利用集積円滑化事業に関連する記載箇所について、削除及び削除に伴う修正をしています。最後に④として、その他の法律改正や施策の変更に伴い、文言等について修正が行われています。市で定める基本構想については、農業経営基盤強化促進法において、県の基本方針の期間につき定めるもの、県の基本方

針は、おおむね５年ごとに、その後の１０年につき定めるものとされていることから、今回の変更後の構想については、１０年後の令和１２年度を目標年次とするとのことです。説明は以上です。

議　　長　事務局からの説明が終わりました。

それでは、追加議案第２６号について、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問・意見なし）

議　　長　ご質問、ご意見がありませんので、追加議案第２６号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　異議なしとの声ですので、追加議案第２６号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に対する意見について、提案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局　資料１、議案書５ページをご覧ください。農地法第５条転用届出に関する受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区１件でございます。転用内容につきましては、共同住宅建築敷地で面積は７７１㎡です。

続きまして、議案書７ページをご覧ください。農地法第３条の３の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区３件でございます。農地法第３条の３の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議　　長　事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

（質問なし）

議　　長　質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（特になし）

議　　長	ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了いたします。以上で６月定例総会を閉会いたします。 　事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議　　長　　　原　　　平　一

署名委員　　　伊勢亀　裕　二

署名委員　　　塩　原　信　子